



消費生活サポーターだより No.69

令和6年12月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。寒気が身にしみる頃となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今月は、「悪質な通販サイトを巡るトラブルにご注意！」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～

◎悪質な通販サイトを巡るトラブルにご注意！



インターネット通販で注文したが、「商品が届かず事業者と連絡がとれない」「商品が模倣品だったため税関で没収された」など悪質な通販サイトとのトラブルに関する相談が寄せられています。悪質な通販サイトの特徴を知り、少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。

【相談事例】

通販サイトで約6,000円のスピーカーを注文し、コンビニ払いを選択したところ、プリペイド型電子マネーでの支払いを求められ、コンビニで購入した電子マネーの情報を伝えた。支払完了メールが届いたが、商品が到着予定日を過ぎても届かなかった。その後、事業者から返金するというメールが届き、メッセージアプリでのやり取りに誘導するリンクが記載されていたが、どのように対応すればよいか。

悪質な通販サイトの特徴

- ▶市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ▶ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- ▶サイト内の説明が不自然な日本語の文章となっている。
- ▶支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ▶キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- ▶サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない など。



(消費者庁イラスト集より)

越境消費者センター（CCJ）ウェブサイトでは「悪質通販サイト情報」を掲載しています。購入前に確認し、本サイトに掲載されている事業者サイトからは購入しないようにしましょう。

○越境消費者センター 悪質通販サイトのトラブルにあわないために

https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_tuhn



リンク先 QR コード

※なお、現存のウェブサイトを網羅したものではありません。掲載されていないウェブサイトであっても、上記のような特徴が見られる場合は、信頼できるウェブサイトか否かを慎重に判断してください。

◎「除雪機の事故」を招く5つのNG行動～安全機能の無効化は絶対やめて～

大雪の際には強い味方となる除雪機ですが、誤った使い方をすると命を落とす危険性があります。積雪が増える冬本番を前に、除雪機を安全に使うためのポイントをお知らせします。

除雪機の事故を招く5つのNG行動

1. 安全機能の無効化は絶対にしない。⇒除雪機にひかれたり、巻き込まれたりする原因に。
2. エンジンを掛けたまま離れない。⇒思わぬ事故につながります。
3. 人が近くにいる時は使用しない。障害物に衝突しないよう注意する。



4. 雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用する。

5. 屋内や換気の悪い場所ではエンジンを掛けたままにしない。⇒一酸化炭素中毒になる危険性があります。

※除雪機の安全な使用方法については消費者庁ホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_079/



リンク先 QR コード

長野県からのお知らせ

◎4 か所ある県の消費生活センターを松本 1 か所に集約

現在、県の消費生活センターは長野市、松本市、上田市、飯田市にそれぞれ 1 か所ずつ、計 4 か所ありますが、複雑化・高度化する消費生活相談の課題に対応するため、県は令和 7 年 4 月から消費生活センターを集約し、以下のように機能の強化や市町村等への支援の充実を図り、県と市町村が共同して消費者行政を推進する体制を構築していきます。

① 相談機能を強化します

- ・SNS（LINE）による相談窓口の新設や 10 地域振興局が窓口となりオンライン相談に対応することで時間と場所にとらわれない相談体制としていきます。また、出張相談も行い、対面での相談にも対応します。
- ・相談員を 1 か所に集めることで情報を一元化し高度な相談対応のノウハウを蓄積するとともに、相談員の研修機会を確保し、相談員の資質やスキルの向上を図ります。

② 消費者教育アドバイザー（仮称）を配置し、消費者教育・啓発の充実を図ります

- ・消費者教育アドバイザー（仮称）を配置し、消費者教育・啓発の担い手と市町村、学校等との連携を促進することで、世代に応じた消費者教育の実施を図るとともに、消費者教育・啓発の担い手育成を行います。

③ 市町村消費生活相談窓口への支援の充実を図ります

- ・市町村の消費生活相談窓口の支援（技術的な助言等）を目的に配置している「市町村消費者行政推進支援員」を増員し、支援を充実させるとともに、困難事例などについては市町村と県のセンターをオンラインでつなぎ、共同で相談を受けることも可能な体制とします。

◎消費生活サポーター研修会を開催します！

消費生活サポーターの皆様のスキルアップや、意見・情報交換による相互のつながりを深めることを目的として研修会を開催します。

本年度は、（一社）セーフティネット総合研究所の南澤信之理事長による講義を予定しております。南澤氏は長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザーを長年務めた経験があり、幅広い年代を対象にインターネットセキュリティに関する講演を数多く行うなど、幅広く活躍しています。講義では、近年被害が増加傾向にある、SNS 型投資詐欺やフィッシング詐欺などのインターネットに関する詐欺や消費者トラブルにあわないための被害防止策について学んでいただく予定です。

◆開催日時：令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時

◆開催場所：松本市勤労者福祉センター 2 - 2 会議室（松本市中央 4 丁目 7 番 26 号）

※詳しくは、別添の開催通知をご覧ください。



（消費者庁イラスト集より）

添付資料

〇くらしまる得 冬号

〇くらし安全・消費生活課「令和 6 年度長野県消費生活サポーター研修会」の開催について・参加申込書



しあわせ信州

長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もしかっち